

○財務省告示第百五十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年四月十一日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年五月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第八
回、第十四回、第十五回、第二
十回、第二十一回、第二十二回、
第二十四回、第二十五回、第二
十七回、第二十八回、第二十九
回、第三十回、第三十一回、第
三十二回、第三十三回、第三十
四回、第三十五回、第三十六回、
第三十九回、第四十回、第四十
二回、第四十五回、第四十六回
及び第四十九回）及び利付国庫
債券（四十年）（第一回、第二回、
第五回及び第七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定す
る利回りに応募した者が加算す
る数値をいう。次号において同
じ。）を競争に付して行われる入

四 発行方法

る数値をいう。次号において同
じ。）を競争に付して行われる入

（（利 第三付 三十年 三）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 二）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 ）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 九）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 八）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 七）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 五）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 二）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 ）庫 回）債 券）	（（利 第三付 十五年 ）庫 回）債 券）
二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %
日年平 九成 月五 二十 十二	日年平 三成 月五 二十 十二	日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 三成 月五 二十 十一	九平 月成 二五 二十 日年	三平 月成 二五 二十 日年	日年平 九成 月四 二十 十九	十年平 日十 成二 四月 十八	日年平 九成 月四 二十 十八	日年平 三成 月四 二十 十八	十年平 日十 成二 四月 十七	日年平 九成 月四 二十 十七	日年平 六成 月四 二十 十六
円百 七 十五 億	円百 四 十二 億	百 十二 億 円	円百 五 十四 億	億六 円百 三十 三	億二 円百 二十 二	億二 円百 六十 三	円三 百 十一 億	六 十八 億 円	一 億 円	二 十 億 円	八 十八 億 円	五 億 円

（利付第四十七回国庫債券）	（利付第四十五回国庫債券）	（利付第四十二回国庫債券）	（利付第四十一回国庫債券）	（利付第三十四回国庫債券）	（利付第三十四回国庫債券）	（利付第三十四回国庫債券）	（利付第三十四回国庫債券）	（利付第三十四回国庫債券）	（利付第三十三回国庫債券）	（利付第三十三回国庫債券）	（利付第三十三回国庫債券）	（利付第三十三回国庫債券）
一・七%	二・〇%	二・二%	二・四%	一・四%	一・五%	一・五%	一・七%	一・八%	一・九%	二・〇%	二・〇%	二・二%
日年平三成六月二十六	日年平三成六月二十四	日年平三成六月二十一	三平月成二六十年	十年平日十成二五十七	日年平三成五月二十七	十年平日十成二五十六	日年平三成五月二十六	日年平九成五月二十五	日年平六成五月二十五	日年平三成五月二十四	日年平九成五月二十三	日年平三成五月二十三
億五百八十三	八億	十億	二十七億	五億	十五億	十二億	億二百三十三	三十五億	十二億	億三百四十四	億四百四十六	五十二億